

セキュリティログ管理要領

制定	平成18年	11月	8日
変更	平成19年	4月	1日
変更	平成20年	3月	11日
変更	平成21年	3月	11日
変更	平成22年	2月	25日
変更	平成22年	3月	30日
変更	平成23年	2月	24日
変更	平成24年	2月	22日
変更	平成27年	3月	3日
変更	平成28年	3月	24日
変更	平成29年	3月	22日
変更	令和2年	3月	4日

(制定の根拠)

第1条 この要領は、共済端末機運営管理要領第9条およびLablet's 端末機運営管理要領（JA用）第11条に基づき、端末機使用者の操作履歴の管理について定める。

(セキュリティログ管理の目的)

第2条 セキュリティログの管理は、以下の3点を目的とする。

- (1) 個人情報の持ち出しや不正利用に対する牽制・抑止
- (2) 不正処理・不正アクセス・不正登録等の検出
- (3) 不正利用による情報漏洩等のセキュリティ事故発生時の使用者特定

(用語の定義)

第3条 この要領における各用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 端末機

共済端末機およびLablet's 端末機をいう。

(2) セキュリティログ

端末機において契約者情報を印刷・データ出力した履歴情報、起動時の使用者認証等、端末機の操作履歴をいう。

(3) セキュリティログ管理者

共済端末機運営管理要領第2条第2項に定める共済端末機運用責任者（共済担当課長に相当する者）とする。

なお、共済端末機総括責任者（専務理事）は、点検を実施する体制（本所集中または支所単位）に応じて、管理者（課長に相当する者）をセキュリティログ管理者として、またセキュリティログ管理者を補佐する担当者をセキュリティログ管理補佐者として指名することができる。

(4) 共済端末機総括責任者・共済端末機運用責任者

共済端末機運営管理要領第2条に定める共済端末機総括責任者・共済端末機運用責任者をいう。

(作業分担)

第4条 「共済端末機総括責任者」、「共済端末機運用責任者」、「セキュリティログ管理者」、「セキュリティログ管理補佐者」の作業分担は、下表のとおりとする。

No.	作業	分担				備考
		総括責任者	運用責任者	セキュリティログ管理者	セキュリティログ管理補佐者	
1	セキュリティログ管理者の選出	○				
2	セキュリティログ管理権限の登録		○			
3	端末機使用者への周知		○	○	□	
4	セキュリティログの点検・報告		○	○	□	
					総括責任者へ毎月報告	
5	セキュリティログの閲覧	△	○	○	○	

(注1) 各作業の内容は、第5条(作業手順)参照。

(注2) セキュリティログ管理補佐者の作業(□印)は、セキュリティログ管理者の補助作業。

例) セキュリティログ一覧の印刷、点検の準備

各点検拠点からの報告資料の取りまとめ 等

(注3) 「セキュリティログの閲覧(△印)」は、使用者権限の付与で「セキュリティログ管理」が実施可能業務と登録した場合、閲覧可能。

(作業手順)

第5条 セキュリティログ管理の作業は、次の手順により実施する。具体的な作業内容は、別に定める「セキュリティログ点検実施マニュアル(JA版)」によるものとする。

(1) セキュリティログ管理者名簿の作成・変更

共済端末機総括責任者は、「セキュリティログ管理者名簿」(【様式1】参照)を作成し、セキュリティログ管理者およびセキュリティログ管理補佐者の氏名等を管理する。

なお、人事異動等により、セキュリティログ管理者、セキュリティログ管理補佐者が変更となる場合、共済端末機総括責任者は、速やかに「セキュリティログ管理者名簿」を変更する。

(2) セキュリティログ管理権限の登録

共済端末機運用責任者は、共済端末機総括責任者の指示により、セキュリティログ管理者、セキュリティログ管理補佐者の使用者情報に対し、セキュリティログ管理にかかる権限の登録・抹消処理を行う。

(3) 端末機使用者への周知

共済端末機運用責任者およびセキュリティログ管理者は、端末機使用者に対し、セキュリティログ管理の目的を周知する。

(4) セキュリティログの点検

第4条の作業分担にもとづき、以下のとおり点検を行う。

①点検周期

毎月1回、前月のセキュリティログを対象に実施する。

②点検対象

個人情報を多数管理している帳票またはデータの一定回数以上の出力を対象とする。
なお、点検基準は、J A共済連にて定める。

③点検結果の報告

共済端末機運用責任者は、セキュリティログ管理者から「セキュリティログ点検報告書」（【様式2】参照）により、毎月の点検結果を受領する。共済端末機運用責任者は、各拠点の点検結果をとりまとめ、共済端末機総括責任者へ報告する。

端末機の不正利用、情報漏洩等の疑義がある場合においては、共済端末機総括責任者は直ちにJ A共済連県本部に報告し、その後の対応について指示を受ける。

セキュリティログ点検実施状況の連合会への報告については、J A共済コンプライアンス点検において、年一回報告を行う。

④点検結果の保管

点検結果の保管は、3年とする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日に遡って適用する。

この要領の変更は、平成19年4月1日から施行する。

この要領の変更は、平成20年4月1日から施行する。

この要領の変更は、平成21年4月1日から施行する。

この要領の変更は、平成22年4月1日から施行する。

この要領の変更は、平成22年4月1日から施行する。

この要領の変更は、平成23年4月1日から施行する。

この要領の変更は、平成24年4月1日から施行する。

この要領の変更は、平成27年4月1日から施行する。

この要領の変更は、平成28年4月1日から施行する。

この要領の変更は、平成29年4月1日から施行する。

この要領の変更は、令和2年4月1日から施行する。

【様式1】セキュリティログ管理者名簿

<u>セキュリティログ管理者名簿</u>			
・組 合 名：夕張市農業協同組合			
・組合番号：090			
支所番号	本支所名	セキュリティログ管理者	備考
000	本所	金融共済課長	
000	本所	金融共済課主幹	

以 上

【様式2】セキュリティログ点検報告書

報告日： 年 月 日
(共済端末機総括責任者)
専務理事 宛
報告者：
⑩
<u>セキュリティログ点検報告書</u>
1. 点検対象拠点
2. セキュリティログ管理者
3. 点検日
4. 点検期間
5. 点検結果
6. 特記事項
以 上 (保管3年)